

議会運営委員会委員長報告書

令和 8 年 1 0 月 6 日

議会運営委員会に付託されました陳情 1 件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第 1 6 号「委員会傍聴中の議員によるハンドサインについて、議会としての検討及び見解の明確化を求める陳情書」について報告します。

本件は、傍聴議員によるハンドサインについて、流山市議会自身が既存規則及び委員会制度との関係を検討し、その判断、根拠及び今後の取扱いを市民に明らかにすることを求めるものです。

また、本審査の過程において議員間の自由討議が行われたことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

1 不採択の立場で討論する。

今回の陳情により指摘されていることは、委員長の議事整理権や秩序維持権の範囲であると考えている。

また唯一、疑念のあった、オンラインでのやりとりをしているのはいかということについても、当人から明確に行っていないと発言があった。

2 採択の立場で討論する。

陳情項目 1、議会としての見解を明らかにすること、として 3 点指摘されている。立場や考え方の違う内容はあるものの、委員会運営上の位置づけを求めていることは拒む立場ではない。1 点目、議員のハンドサインについて、流山市議会会議規則第 1 5 3 条及び第 1 1 7 条その他の既存規則との関係性を検討、については、議事の妨害や言動に対する判断として、第 1 に、正副委員長及び事務局も気が付かず議事は進行されていた、第 2 に、他委員によるその場での指摘もない、第 3 に、議事の中断も発生していないことから、議員によるハンドサインは問題無しと捉えている。2 点目、第 1 5 3 条への該当性については、該当有無を決めるのは正副委員長を含む委員会であり、逆に、第三者による委員会審査への介入の方が問題と考える。3 点目、委員会運営上の位置付けについて、どこまでが許容されるべき範囲かについては、議会運営委員会で新たに協議し、明示を求められるのであれば、明示すべきと考える。しかしあくまでも会派制を取る

流山市議会基本条例上、質疑は会派を代表するものであり、委員の発言や質疑で漏れや重大な誤りがあれば、会派として議事進行の妨害にならない範囲で訂正、是正することはありえると考えている。

次に陳情項目２、委員本人による質疑と委員外議員による質疑形成への関与との境界及びその許容範囲を明らかにする、については２点指摘がある。課題はあるが、自会派の捉え方だけで判断するべきではなく、他会派とも胸襟を開き協議することを拒むものではない。１点目、委員会運営上許容される行為と判断する根拠の明示、については、議事の妨害、委員長議事整理権及び委員による指摘に基づく議事中断の可否で判断されるべきものとする。２点目、質疑形成への関与との境界及び、その許容範囲の明示、については、まず前提として、質疑の形成過程では委員と会派で作成するため、境界や許容範囲は一切ないと考える。ただし質疑の際は、基本、委員に委ね、練り上げた質疑を行うことが原則であり、漏れや重大な誤りがある場合は訂正、是正することは議事の妨害にならない範囲で許容されるべきと捉えている。

陳情項目３、多治見市議会を先行事例にした本件の位置付け、については、まず何をもって先行事例とするか疑問であり、少なくとも陳情項目に記載されている禁止規定は、先行事例とは捉えていない。また各市議会には各市における歴史と、それぞれが歩み寄り導き出した議会環境があり、その環境に対する市民の理解の下に成り立っており、基本、全国市議会議長会から示された運営上の注意点を各市議会の判断で取り決め、ルールを作成してきたと捉えているため、指摘には当たらないものとする。

最後に陳情項目４、委員外の傍聴議員が審査中の質問の補完、発言の修正等影響を及ぼすことを目的とした意思伝達の許容範囲と境界の明示、については３点の指摘がある。１点目、全ての傍聴議員への同じ取扱い、については、その傍聴議員が会派に所属するかどうか、同会派から委員を選出しているかどうかによるため、そもそも同じ取り扱いにはならないと捉えている。そもそも本会議における議案質疑は全議員に認められており、本来は本会議場で質疑するべきもので、会議規則第１１７条は特別に許された限定的範囲であり、議事日程を守り、付託された各議案の審査に影響してまで委員外議員の質疑を認めたものではないと捉えている。２点目、会議録に記録されない形で質疑形成に関与することと委員会審査の透明性との関係整理、については、ハンドサイン等の有無により委員会審査の透明性の有無や高低が決まるとは捉えていない。そもそも関係整理は不要であり、できないと捉えている。

陳情項目３及び４は、当会派の考え方として述べたものであり、他会派と共通した捉え方とは言いきれない。陳情全体では課題や問題はあっても、真正面から議論すべきものは議論し、ルールを明示しなければ何をやっても構わないという立場に立つのが市民から負託された議員なのかという忸怩たる思いがある。明示できるものは明示していく時代でもあり、その変化に柔軟に対応するべきと考える。

がありました。

採決の結果、１対３をもって、不採択すべきものと決定しました。

以上